

# 審 査 基 準

令和元年6月26日作成

法 令 名 :	古物営業法
根 拠 条 項 :	第5条第4項
処 分 の 概 要 :	許可証の再交付
原権者(委任先) :	青森県公安委員会
法 令 の 定 め :	古物営業法施行規則第4条第1項、第2項 (許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 :	
標 準 処 理 期 間 :	14日
申 請 先 :	営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課 (係)
問 い 合 わ せ 先 :	生活安全部生活安全企画課営業・危険物係 017-723-4211
備 考 :	